六 十二号 議 案

東 京 都指定 障 害 福 祉 サ 1 ビ ス 0) 事 業 等 0 人 員、 設 備 及 び 運 営 0 基 準 13 関 す る 条 例 0) 部 を 改正 する

右 0) 議 案 を 提 出 す る。

令 和 三年二月十 七

出 者 東 京 都 知 事 小 池

提

百 合 子

京 都 指 定 障 害 福 祉 サ] ビ ス 0) 事 業等 0 人 員、 設 備 及 び 運 営 0) 基 準 i 関 す る条例 0) 部 を 改正 する 条 例

東 京 都 指 定 障 害 福 祉 サ 1 ビ ス 0) 事 業 等 0) 人 員 設 備 及 び 運 営 0) 基 準 13 関 す る 条 例 平 成 + 几 年 東 京 都 条 例 第 百 五. + 五 号

0) 部 を次 0) よう 13 改 正 す る

第

一条第

項

中

責

任

者

0)

設

置

そ

0

他

. の ட

を

削

b)

講

じるよう努め

なけ

れ

ば

ならな

61

を

講じなけ

れ

ば

なら

な

61

に

改

め る

十二条に 次 0) 項を 加 える。

+ 条 中 第三 + Ŧ. 条 を 第三十 Ŧ. 条 第 項 13 改 8 る

4 指定居 宅 介 護 事 業 者 は 適切 な指定居 宅 介 護 0) 提 供 を 確 保 す る 観 点 か ら、 職 場 13 お 1 7 行 わ n る 優 越 的 な 関 係 を 背 景とし

た言 動 で あ 0 7 業 務 上 必 要 か 0 相当な範 囲 を 超 え た b 0) 又 は 性 的 な 言 動 13 ょ ŋ 従 業 者 0) 就 業 環 境 が 害されることを防 止 す

第 十二 条 0) 次 に 次 0) 条 を 加 える

た

め

0)

方

針

0

明

確

化

等

O

必

要

な措

置

を講

じ

な

け

n

ば

なら

な

業 務 継 続 計 画 0) 策 定等

十二条 の 二 指 定 居 宅 介 護 事 業 水者は、 感 染 症 ゃ 非 常 災 害 0) 発 生 時 13 お 61 て、 利 用 者に 対 す る 指 定居宅 介 護 0) 提 供 を 継 続 的 13

行 61 及 び 非 常 時 0 体 制 で 早 期 0 業 務 再 開 を 図 る た 8 0) 計 画 以 下 業 務 継 続 計 画 と 11 う。 を策 定 し、 当 該 業 務 継 続 計

画 13 従 1 必 要な 措 置 を講 じ な け n ば なら な

第 六 +号 議 案 例東 の京 一都 部指 を定 改障 正害す福 る祉 条サ 例] ビ ス 0 事 業等 0 人 員 設 備 及び 運 営 0 基 準 13 関する条

- 2 指 定居 宅介護事業者は、 従業者に対し、 業務継続計画 につい て周知するとともに、 必要な研修及び 訓 練を定期 的 13 実 施 L
- 3 指定居 宅介護事 業者 は、 定期 的 13 1業務 継 続 計 画 0) 見 直 L を行 1, 必 要に応じて業務 継 続 計 画 0) 変更を行うも のとする。
- 第三十四条に次の一項を加える。

なければ

ならない。

3 指定居宅介護事 業者 は 当該指定居宅介護事 業所に お け る感染症の発生又は まん延を防 止 するため、 規則 で 定め る)措置· を

講じなければならない。

- 第三十五条に次の一項を加える。
- 2 に自由 指定居 K 閲覧させ 宅介護事 業者 ることにより、 は、 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に 同 項 の規定による掲示に代えることができる。 備え付け、 か つ、 これを関係者

第三十五条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十五条の二 指定居宅 介護事業者は、 指 定居 宅介護 0) 提供に当たっては、 利 用者又は 他 0) 利 用者 0) 生命又は 身体 を保護

るため緊急やむを得な 11 場 合を除き、 身体的拘 束その 他 利 用 者 0) 行動を制限 する行為 以 下 「身体的 拘 東等」 という。 を

行ってはならない。

2 指 定居宅介護事 業者 は、 ゃ むを得ず身 体的 拘 束等を行う場 合に は、 その 態様 及び 時 間、 そ 0) 際 0) 利 用 者 0) 心 身 0) 状 況並 び

に理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指 定居 宅介護事 業者 は、 身 体 的拘束等 0 適 正 化を図 るため、 規 則 で定め る措置を講 じ なけ れ ばならない

第四十条の次に次の一条を加える。

虐待の防止)

第 几 十条の二 指定居宅介護事業者は、 虐待の発 生及び再発を防止するため、 規 則で定め る措 置 を講じ なけ れ ば ならない。

第四十三条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第 几 十八 条中 第三 十 条 0) 下 . 13 第三十 五条の二」 を 加え、 第三十 Ŧi. 条 を 第三十 五条第 項 に 改 8 る

第 Ŧī. + 兀 条第 五. 項に後段として次のように加 える。

0 場 合に お 61 て、 当 該 会 議 は テ レ ビ 電 話 装 置 そ 0 他 0) 情 報 通 信 機 器 以 下 ーテ レ ビ 電 話 装置 等 と r V う。 を 活 用 L

7 行うことができるも 0) とする

第 Ŧī. 十五 条中 第 七十 条 を 第七十一 条第 項 に 改 め る

第 Ŧī. 十六 条に 次 0) 項 を 加える。

4 た 言動 定療 で あ 養 介護 0 7 事 業 業者 務 上必 は 要 か 適切 つ相当な範 な指定療養 进 を 介 超 護 え 0) たもも 提供 を 0) 又 確 は 保 性 す 的 る観点 な 言 か 動 ら、 K 職 ŋ 場に 従 業 者 お 0) 11 て行 就 業 環 わ 境 n る優 が 害 こされ 越 的 ることを防 な 関 係を背 止 景とし

ょ

す

ため 0) 方 針 0 明 確 化 等 0) 必 要な措 置を講じ な け れ ば な 5 な

第 Ł + 条第二項 中 必 要 な措 置 を講じるよう努 め なけ れ ば ならないし を 規則 で定める措置を講じなけ n ば なら な 1 に 改

め る

七十 条に 次 0) 項 を 加 える

2 指 定療 養 介護 事 業者 は 前 項 13 規定する 事 項 気を記載 した書 面 を当該指 定療養介護事業所に 備え付け、 か つ、 これを関係

自 由 K 閲 「覧させることに ŋ 同 項 0 規 定 K よる掲 示 K 代えることができる

七十二条を次 0) ように 改 8 る

13

第七十二条 削 除

第 七十四 条に 次 0) 項 を 加 え る。

3 指 定 療 養 介護 事 業者 は 前 項 に 規定する訓 練 0) 実 施 K 当た つ て、 地 域 住 民 0) 参 加 が 得 5 れ るよう地 域 住 民等 との 連 携 13 努

め なけ れ ば なら な

第 七十五 条第二項 第四 号 中 「第七十二条第二項」 を 次 条に お 13 て準 用する第三十五 条の二 第二 項 に 改 め

七十 六 条中 第十三条」 を 「第十二条の二、 第十三条」 に、 第三十六条、 第三十 -七条第 項 を 第三十五条 0 か

第三十 -七条 (第二項を除く。 まで」に、 第四 + · 条 _ を 「第四十条の二」 に改 いめる。

第八十二条中 「第九十二条」を「第九十二条第一 項」に改める

第八十六条の二の 見出 し中 「支援」を「支援等」 に改 め、 同 条に次 の 一 項を加える。

2 者 が、 指定生活介護事業者は、 第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援の 当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通 利用を希望する場合には、 前 項の支援が終了した 常の事業所に新たに雇用され \exists 以 後 速 か た障害 に 当

該指定就労定着支援を受けられるよう、 第百 九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連 絡調 整 K 努め な け n

ば

ない。

なら

第 九十条第二項 中 「必要な措置を講じるよう努め なけ れ ばならない」 を「規則で定める措置を講じなけ れば なら ないし に改

める。

第九十二条に次の一 項を加える。

2 指定生 活 介護事 業者は、 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に 備え付け、 か つ、 これを関 係 者

に自由 13 閲覧させることにより、 同 項の規定による掲示に代えることができる。

九十三条中 「第十三条」を「第十二条の二」に、 「第三十六条」を「第三十五条の二」に、 「及び第七十二条」 を 「及び

第七十三条」に改め、 同項第四号中 「第七十二条第二項」とあるのは「第九十三条におい て準用する第七十二条第二項

を削 り、 同 項 第五号及び第六号」を「同 項第四号から第六号までの 規 定 に改める。

九十三条の五 中 第十三条」を「第十二条の二」に、 「第三十六条」を「第三十五条の二」に、 「第七十二条」 を 「第七

十三条」に改め

第百八条中 「第十三条」 を 「第十二条の二、 第十三条」に、 「第三十六条」 を「第三十五条の二」に、 「第七十二条か 5

七十四条まで」 を「第七十三条、 第七十四条」に、 「第九十二条中」を「第九十二条第一 項中」に改める。

百八条の 四中 「第十三条」を 「第十二条の二、 第十三条」に、 「第三十六条」を「第三十 五条の二」に、 「第七十二条か

ら 第七十四条まで」 を「第七十三条、 第七十四条」 に改める。

百二十一 条中 第十三条」 を 第十二条 第 項 及 び 第二項を除く。 に 改 Ø る

を削 百四十 に、 り、 に改 七条中 第 め 九 同 + 項 第十三条」 第 一条中」 五号及び第六号」を 同 項第四号中 を を 「第九十二条第一 「第十二条の二」 「第七十二条第二項」 同 !項第四号から第六号までの規定」に、 項中」 に、 に改める 「第三十六条」 とあるのは を 「第百 「第三十五条の二」 几 十七七 条におい 「第九十二条」」を「第九十二条第 に、 て準用する第七十二条第二 第七十二条」 を 項 第

四十 七 条 0) 兀 中 第十三条」を「第十二条の二」 に、 「第三十六条」 を 第三十 五条 の 二 二 に、 「第七十二条」 を

第百五十六条第二 一項第四 号 中 「第七十二条第二項」 を 「第三十五条の二第二項」 に改 め

七十三条」に改め

条まで」を 百五 + 七 「第七十三条、 条中 第十三条」 第七十四条」に、 を 「第十二条の二」 「第九十二条」」を「第九十二条第一 に、 「第三十六条」を「第三十 項」」に、 五条の二」 る。 に、 第九十二条中」 第 七十二条 を か 5 第 第 九 七 +

+ 几 条まで」 百五十 七 を 条 0) 「第七十三条、 兀 中 第十三条」を 第七十四条」に改 「第十二条の二」 らめる。 に、 第三十六条」 を 第三十 五. 条 の 二 二 に、 第七十二条か 5 第 七

条第

項

中

に改

め

百六十八条の 見 出 し中 「支援」を 「支援等」 に改め、 同 条に 次 0 項 (を加 える。

2 0 業者と 支援が 指定就 労移 0) 終了し 連 絡 行 調 た 支援事業者 整を 日 以 行 後 わ 速 は、 な Þ け か に当該指定就 れ 利 ばならな 用者が、 第百 労定着支援を受け 九 十二条の二に 5 規定する指 れるよう、 定就労定着 第百 九 十二条 支 援 の三に規定する 0) 利 用を希望す る 指 定 場 就労定 13 は 着 支 前 援 項

に、 を 削 ŋ 百七十 に 九 条中 十二条中」 同 改 め、 項第 第十三条」 五号及び を一 同 項 第九十二条第 第六号」 第四号中 を 「第十二条の二」 を 「第七十二条第二項」 同 項 項 中 第 几 に、 号から第六号までの 改め 第三十六条」 とあ る 0) は 規定」 を 「第百七十 「第三十 に、 五条の二」に、 条にお 第九十二条」」 61 て準用する第七十二条第二項」 を 第七十二 「第九十二条第 項 کے 第七

13

る

第

第百八十一条に次の一項を加える。

2 前 項の支援が終了し 指定就労継続支援 た A 型 \exists 以 事 後速 業者は、 やかに当該指 利用者が、 定 就労定着支援を受けられるよう、 第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望 第百九十二条の三に規定する指定就労定 する場 合 13 は

第百八十二条の次に次の一条を加える。

支援事業者との連

給調整

に

努めなければ

ならない

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百八十二条の二 労働時間その ばならない 厚生労働大臣 他 指定就労継続支援A型事業者は、 が定めるところにより、 0 当該 指定就労継続支援A型事 自ら評 芸価を行 業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣 指定就労継続支援A型事業所ごとに、 , , その結果をインター ネット 0) 利 おおむね一年に一 用その他の が定 方法により公表し 回以上、 8 る事 項 13 利 用 者

中」に改め と」を削り、 七十三条」に改め、 百八十三条中「第十三条」を 同 項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、 同 項第四号中 「第十二条の二」に、 「第七十二条第二項」 「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「、 とあるのは 「第百八十三条におい 「第九十二条中」を「第九十二条第 て準用する第七十二条第二 第七十二条」 を 項 項 第

と」を削り、 七十三条」に改め、 に、 百八十 -八条中 第九 「同 十二条中」 項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、 第十三条」 同 項第四号中 を を 「第九十二条第一項中」 「第十二条の二」に、 「第七十二条第二項」とあるのは に改める。 「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「、 「第百八十八条において準用する第七十二条第二項 「第九十二条」」を「第九十二条第 第七 十二条」 を

七十三条」に改め、 を削 百九十二条中 り、 同 項第五号及び第六号」を「同 「第十三条」を「第十二条の二」に、 同 項第四号中 「第七十二条第二項」とあるのは 項第四号から第六号までの規定」 「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「、第七十二条」 「第百九十二条において準用する第七十二条第二項 に、 「第九十二条中」を「第九十二条第 を 項 第

中 改 め る。

百 九十二条 0) 八 0) 見 出 L 中 支援」を 支援 等 に 改 8 同 条第二 項 中 対 面 0) 下 に 又 は テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 用 11 る

方法 こその 他 0) 対 面 13 相 当す る 方 法 を 加える。

百 九 十二 条 0 十二及 び 第 百 九 十二条の二十 中 第三十三条から」 0) 下 に 第三十五条まで、 第三十六条か 5 を 加 え える。

百 九十 七 条に 次 0 項 を 加える

景とし

た言

動

で

あ

0

7

業務

上

必

要か

0

相

当

な

範

囲

を

超

えたも

0)

又は

性

的

な

言

動に

ょ

ŋ

業

者

0

就

業環

境

害され

ることを

6 定 共 同 生 活 援 助 事 業 者 は、 適 切 な指 定 共 同 生 活 援 助 0) 提 供 を 確 保 す Ź 観 点 か ら、 職 場 従 K お 11 7 行 わ n が る 優 越 的 な 関 係

防 止する ため 0 方 針 0 明 確 化 等 0) 必要な措置 を 講じ なけ ればなら

百 九十 九 条 中 第 + 条 を 「第十二条の二、 第十三条」 に、 第三十 - 六 条 _ を 第三十五 条 の 二 二 に、 第 七 + _

第七十三条」 に 改め、 同 項第四号中 第七十二条第二項」とあるの は 第百九十九条に おい て準 用 す る 第 七

二条第二項」と」 を 削 り、 同 項 第五号及び第六号」 を 同 項第四 号から第六号までの 規定 13 第九十二条 中 を 第

九

十二条第一 項 中 K 改 め る

百九 + 九 条 0) 十 中 第十三条」 を 「第十二条の二、 第十三条」に、 「第三十六条」 を 「第三十五 条の二二 に、 第 七

十二条」 を 第七十三条」 に改 め 同 項 第 兀 号中 「第七十二条第二項」 とあるの は 第 百 九十 九 条 0 + K お 7 準 用

する第七 十二条第二 項 کے を削 ŋ 同 項 第五号及び第六号」 を 同 項 第 四号から第六号までの 規定」 に、 第 九 +

を 第 九十二条第 項 中 13 改 Ø る。

百 九 + 九 条の + 八に 次 0) 項 を加える。

5 外 部 + 1 ビ ス 利 用 型 指 定共同 生 活 援 助事 業 者 は 適 切 な外 部 サ 1 ビ ス 利 用 型 指 定 共 同 生 活 援 助 0) 提 供 を 確 保 す る 観 点 か

ら 場 13 お 11 7 行 わ れ る 優 越 的 な関 係 を背景とした言動で あ 0 て業務上 一必要 か 0 相 当 な 範 囲 [を超 えたも 0 又 は 性 的 な 言

13 ょ ŋ 従 業 者 0) 就 業 環 境 が 害され ることを防 止 するため 0 方 針 0) 明 確 化 等 0) 必 要 な措 置 を講 じ なけ れ ば なら な

百

九

+

九

条

0)

十二中

第十

五条_

を

「第十二条の二、

第十

五

条

に、

第三十六条」

を

「第三十

Ŧī.

条の二」

に、

第

動

第 六 + 号 議 案 例東 の京 一部を改正する条都指定障害福祉サ 例 ビ ス 0 事 業等 0) 人 員 設 備 及び 運 営 0 基 準 13 関する条

七 用する第七十二条第二項」と」 「第九十二条第一 を 第 七十三条」 項中」 13 を削 に改め 改 め、 り、 同 同 項 項 第五号及び 第 四 号 中 第六号」 第 七十二条 を 第 同 項第 頂 兀 لح 号 あ から る 0) は 第六号までの規定」 第 百九十 九条の二 に、 十二に 第九 お 7

条中」

を

る。

め、 六条、 第 0) 中 第 0 中 護 第六号」 第八十七 は 兀 は 特 項 + 給 Ŧī. 付費」 · 四 条 定基 定基準該当障 中 第七十二条第二 介 項 介 項 護給 中 及び 百八条第一 中 護 第六十二条」 「第六十三条、 を 準 給 第 条から第 定 定 「第六十三 (第四項を除く。 とあ 九十 第六十三条、 基準該 該当 基準該 第八十七条第四 付 同 付 費又は 費又は る 項 障 条第二 項 (第四号 当 当 害 九十二条まで」に、 害 0) 項 福: 障 障 中 特 特 の下に、、 福 は 害 害 例 例 祉 第八 祉 項 とあるのは 第十三条」を 特 福 介 サ 第 福 介 サ 中 から第六号までの規定」に改め、 護給 護給 例 祉 1 八十七条から第九十一条まで、 祉 1 十七条から第 項 指 サ ビ 及び第八十五条から第九十一 ピ サ 介護給付費」 第六十三条」 定生活 及び] ス事業所] 付費」とあるの ス 付 費_ 事 第八十七条から ビ ビ ス事 業所 ス事 「第二百八条第一 とあるの 介護事業所」 「第十二条の二」 「第二百八条第二 ,業所 ,業所 第八十九条第二号中 九十一条まで、 (特 (特定基準該当自 と、 を加え、 定 (特 特 第九十二条第 基 は は 第 定 準 定基準該当自 基準 -該当自 特例 とあるのは 特 九 項に + 例 に、 該 訓 訓 項 条 立訓練 当自 練等 <u>V</u> おいて準用する第七十二条第二項」と」を削り、 から第五項まで」 第七十二条」を「、 条まで」 練等給 及び 「第九十二条中」 「第三十六条から」 訓 及び 「介護給付費又は を 立 給付費」と、 項中」に改め、 <u>7</u> 練 特 訓 付費」 訓 「及び第八十四 (機能訓練) 及び 生 練 練 定基準該当障害福 第八十七条第四 第八十七条第四 活 全生 (機 と、 訓 一活訓 練) 能訓 を を 第八十七条第 第 第 に係るも 練) 練) 第七十三条」に、 九十条第二 13 九十条第二 同 「第八十九条第二号中 「第二百 特例 係るも を 条 条第二項中 に係 に係るも 「第三十 第四 項 介護給 …祉サ 項 中 る 中 0 0) 八条第 兀 に限] 項を除く。 項 項 に 指 付 項 0) 中 限 指 0) 中 ビ 五 「第六十三条、 定生活 費」とあるの る。 る。 13 ス事業所」 中 K 定生活介護事業所」 条の二か 限る。 項」に 限 指定生活介護事 指 「及び第九 \subseteq 指 る。 定生活 介護事 定生活 「介護給 に改め、 と、 と から第八十六条」 5 <u>ک</u> 介護事 <u>ح</u> 業所」 に改 کے 第八十 は + 第 介 護 八 を を 付費又は 同 業所 を削 特 . 項第 条 め、 + 事 を 業 削 削 と とあ 例 九条第二 九条 所 り 業 削 同 所 り 介 あ 五. 項 を 第二 号及 とある る と る 護 特 第 第 同 五 に 例 及び と あ 給 同 0) 同 0) 条 第 び 条 は 条 る は 改 第 介 付

る 号 る 中 0) 0) は は 介 特 護 特 給 定 定 基 付 基 準 費 準 又 該 該 は 当 当 障 障 特 害 例 害 福 福 介 護 祉 祉 # 給 # 付] 1 ビ 費 ビ ス ス 事 لح 事 業 あ 業 所 る 所 0 特 特 は 定 定 基 特 基 準 例 準 該 訓 該 当 当 練 等 就 就 治給付 労 労 継 継 費 続 続 支援 支援 と、 В В 型 型 第 13 13 九 係 + 係 条 る る b b 第 0 0 に 項 K 中 限 限 る。 る 指 定生 ح 活 と、 介 を 護 第 削 事 八 る。 業 + 所 九 条 第二 と あ

附則

附

則

第

Ŧī.

条

中

平

成三

 $\overline{+}$

年三月三十

日

を

令

和

六年三月三十

 \exists

に

改

め

る。

施行期日)

1 0) 条例 は、 令 和 三年 兀 月 H 以 下 施 行 H لح (V う。 か 5 施 行 す

(経過措置)

2 条、 百 0 及 百 は 八 び 施 条 条、 几 運 行 講 第 + 兀 営 日 + じ 第 七 か 0 るよう 項 百 条、 5 基 13 九 条 令 準 十二 第 お 0 13 和 努 百 几 几 13 関 条 する 年三 \otimes 7 几 な 準 0) 十 第 + = , 月三十 け 用 七 几 条例 十八 する n 条 ば 0 条、 なら 場 第 几 以 合を含む。 百 日 下 第 な 九 第 ま 十二 七十六条、 61 百 で 改正 五 0) 一条の二 とす 十 間 後 七 0) 条、 る 0) ح 条 +規 第 0 例 定 第 九 条 第 十三条、 例 0 百 とい 五.十 百 13 適 よる 用 九 う。 + 七 13 条の 九 第 改 0 九十三条の 条 13 正 第三 几 7 後 は 第 0) 条 百 第 東 第三 ح 京 九 百 七十 + n 五. 都 項 5 九 指 及び 第 条、 0 条 定 規 0) 百 障 第 定 +第 八 害 兀 百 条 中 福 + 八 祉 条 十三 第 講 第 サ の 二 百 じ 百] 条、 な 九 八 ビ 条 け 十 ス 改 九 第 0 0) n 正 ば 兀 事 条 百 後 業 な 0 八 0 等 5 十 第 十二及 百二十 条 な O例 条、 人 第 員 と び 第 几 あ 第二 十三 条 百 設 九

用 七 几 する場 条 講じるよう + 施 八 0) 行 条、 第 兀 H 合を含 百 か 九 第 5 第 努 + 百 七 令 め + む 和 五. なけ 六 六 条 + 年三 の二十 条、 七 条、 n 0 月三 第 ば 規 九十 なら 第 定 十 0) 第 百 な 適 百 Ŧī. 一条、 九 + 用 H 11 +まで 七 13 と、 条の 第 九 0 条、 九 0) 61 四、 + 同 7 間 条第二 は 第 三 条 改 百 第 改 正 九 百 0 項 正 + 七 後 Ŧī. + 中 後 九 0) 条 条 条、 第 0 条 0 百 例 実 施 例 + 第 八 第 十二 第十二条 百 条 L なけ 八十三 条 第 第 n 百 百 0) 条、 0 ば 九 八 なら + 条 改 第 第 九 0) 百 な 几 正 条 項 11 の二十二及 八 後 ___ 中 十 第 0) と 百二十 八 条 講 あ 条、 例 る じ 第 び 第 兀 0) な 十三 条、 は け 第二百 百 九 n + 条、 ば 実 第 施 な 八 百 条 条、 5 するよう 几 第 第 + 兀 な 第 七 + 項 条、 百 と 条 努 13 九 十二 め あ お 第 0) 兀 な る 百 11 H 7 0 条 几 進 は \mathcal{O} + 第 n

3

条

ば ならないし と、 同 条第三項中 「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 条 第百五十七条、 0) の十 規定中 施 項及び第九十条第二項 行 兀 日から令和六年三月三十一日までの間、 十八 「講じなけ 第百 九十九 第百五十 第百二十一条、 ·ればならない」とあるのは 条の二十二及び第二百八条第一 七条の (改正後の条例第九十三条の五、 匹 第百九十二条の十二及び第百九十二条の二十におい 第百七十条、 改正後の条例第三十四条第三項 講じるよう努めなければならない」とする 第百八十三条、 項において準用する場合を含む。 第百八条、第百八条の四、 第百八十八条、 第百九十二条、 (改正後の条例第四十三条、 て準用 第百四十七条、 の規定の適 する場合を含 第百九十 用につ 第百四十 九 む。 (V 条、 ては 第四十三 第百 Ė 条 第 九 0 七 匹、 + れ 条 九 条

5 改 九 0 0) 正 + 四、 几 施 九条 後 行 0 第百五十七条、 \mathbb{H} 0) 条例第三十 七十六 から令和四 + 第百 年三月三十一日までの 五条の二第三項中 第九十三条、 第 九 十九条の二十二及び第二 百五十七条の四、 第九十三条の 「講じなけ 間、 第百七十条、 五. 改正後の条例第三十五条の二第三項 れば 百八条第 第百 ならない」とあるの 1八条、 第百八十三条、第百八十八条、 項におい 第百 八条の て準用する場合を含む。 四、 は 「講じるよう努めなければならない」とする。 第百二十一 (改正後の条例第四十三条、 第百九十二条、 条、 第百四十七 の規定の適 第百九十九条、 条、 用につい 第 第 百 四 几 一十三条 ては 十 第百 七

(提案理由)

営に 令第百七十一号) 的 に支援するため :害者 関 する 0) 基準等 日常生 0) 0 0) 活 改正 法律 及び 部 に K を改正する省令 社 会生 伴 基づく指定障害福祉 61 活 業務継続 を総合的に支援するため 令和 計 画 三年 サ の策定等に係る規定を設けるほ 1 ピ 厚生労働省令第十号) ス 0) 事業等の 0) 法 律に基づく指 人員 設備 0) 施 定障 か、 及び 行による障 害 規定を整備する必要がある。 運営に 福 祉 サ 関 害] す 者 ビ る ス 0) 基準 日常 0) 事 業等 生 平 活及び ·成十八 0 人 社会生 員 年 厚 設 生 活 備 を総 労 及 び 働 合 運